



令和8年2月12日

## 大規模地震を想定した業務継続計画（案） に基づく市職員による訓練を実施します

策定中の業務継続計画（案）に基づき、全職員を対象とした対応訓練を実施し、計画（案）の見直しや実効性向上にいかします。

- 日時 2月18日(水) 午前7時30分～午前10時（予定）
- 会場 見附市役所および訓練対象所属施設
- 対象 見附市全職員（消防本部・病院等の一部職員を除く）
- 被害想定 長岡平野西縁断層帯地震（震度6強）発生を想定。午前7時30分に震度6強の揺れを観測し、地震により市内全域で停電・断水・ガス漏れのほか、道路の隆起や陥没、住宅の倒壊等の被害が生じていることを想定。
- 内容

訓練名	実施時間	内容
1 初動訓練		
(1) 安否確認訓練 (2) 参集訓練	7:30～ 8:30	職員自身とその家族の安否状況、参集の可否について LoGo フォーム等を活用して報告。その後は、周辺状況を確認しながら、参集。
(3) 停電対応訓練	8:30～ 9:00	停電時の自家発電機作動による給電を想定し、無停電コンセントと HUB の確認を実施。
2 災害対策本部訓練		
(1) 設営訓練	8:30～ 9:00	職員参集後に市役所大会議室に災害対策本部を設営する。
(2) 本部会議	9:00～ 10:00	<b>本部会議会場：市役所5階委員会室</b> 全所属長以上が参集し、震度6強で想定される被害状況、今後の対応について確認 第1回対策会議訓練 第2回対策会議訓練（実際は13時開催を想定しているが訓練上第1回会議直後に実施）

※時間は、前後する場合があります。

- 取材対応 災害対策本部運営訓練についての取材対応 可
- 策定中の業務継続計画（案） 別紙参照

### 【本件の問合せ先】

企画調整課危機管理室 担当：浅野 ☎ (0258) 62-1700（内線 311）

送信枚数 4 枚（この表紙含む）

発行者：見附市役所 企画調整課 秘書広報室 高橋（内線 315）

☎ (0258) 62-1700 FAX (0258) 63-1006



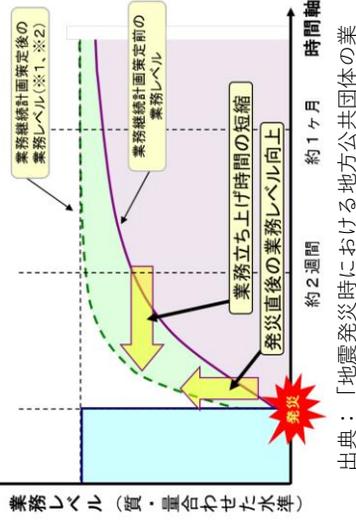
# 見附市業務継続計画(震災対策編)【概要】(案)

## 業務継続計画の目的

- ①市民の生命を最優先で守り、災害による市民生活への影響を最小限に抑える
- ②大規模災害時、本市が優先して実施する業務や資源の確保等について定める
- ③行政機能の継続性を確保するとともに、早期の行政機能の回復を図る

### 【本計画策定による主な効果】

- ①継続する業務、休止する業務の明確化
- ②非常時優先業務への円滑・迅速なマンパワー投入
- ③非常時優先業務の立ち上げ時間の短縮
- ④発災直後の業務レベル向上
- ⑤他の自然災害への対応に活用可能 など



## 業務継続計画と地域防災計画の位置づけ

- ①見附市地域防災計画  
災害対策基本法の規定に基づき見附市防災会議が策定した「見附市地域防災計画」を構成し、本市における震災対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するもの。
- ②見附市業務継続計画(震災対策編)  
見附市地域防災計画に基づき策定し、地域防災計画を補完する細部計画であり、大規模災害時に非常時優先業務を遂行するための計画として位置づける。

## 基本方針

- ①市民の生命を最優先で守るとともに、非常時優先業務の遂行に全力を尽くす。
- ②非常時優先業務の遂行に向け、『発災後にやるべき業務、休止すべき業務』の認識を持つ。
- ③職員一人一人が適切に行動できるよう災害対応能力の強化に努める。
- ④非常時優先業務実施のために必要な資源の確保及び環境整備に全力的に取り組む。
- ⑤業務継続力向上のため、訓練等により『業務継続計画』の実効性を確認し、必要に応じて見直しを行う。

## 業務継続体制の発動・解除

- 【発動権限者】災害対策本部長(市長)
- 【発動要件】①震度5強以上の地震発生且つ災害対策本部長(市長)の指示により、業務継続体制を発動する。
- ②市域内に大きな被害が発生した場合、又は行政機能に甚大な被害が生じた場合に災害対策本部長(市長)が業務継続体制の発動を指示する。
- 【解除要件】①災害対策本部長(市長)は、本市における全ての通常業務が再開したとき、又は非常体制(非常時優先業務)の必要性がないと判断したときは、業務継続体制の解除を宣言する。

## 業務継続体制(基礎的事項)

### 【指揮監督権限及び職務代行】

- ①業務継続体制下においては、市長が災害対策本部長となり、災害対策本部の事務を総括し、指揮監督を行う。
- ②災害対策本部長に事故が発生したときは、災害対策副本部長である副市長が職務を代行する。

### 【指揮命令の順位】

本部長に事故が発生したときに本部長の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

- 第1順位：副市長
- 第2順位：企画調整課長
- 第3順位：総務課長

### 【災害対策本部の設置場所及び代替対応拠点】

- ①災害対策本部は、市役所4階大会議室に設置する。
- ②市庁舎が被災した場合は、災害対策本部長の指定する場所に設置する。

保健福祉センター(基幹系可)、中央公民館(基幹系不可)、今町公民館(基幹系不可)、文化ホール(基幹系不可)総合体育館、妙高市新井ふれあい会館、伊達市梁川総合支所

- ①市庁舎への送電が停止している場合は、市庁舎の非常用発電機によって電力を確保する。
- ②非常用発電機による電力確保が困難となる場合は、東北電力ネットワーク(株)の移動式電源車等により市庁舎へ直接配電を依頼し、迅速な電力供給に努める。
- ③非常用発電機にかかる燃料は、平時から適切に貯蔵管理を行う。また、発災後、稼働中に燃料不足が見込まれる場合は、災害時応援協定事業者(見附石油組合)へ燃料供給を依頼する。

### 【通信連絡手段】

固定電話、携帯電話、FAX、メール、職員ポータルなどを基本とし、通信障害などが発生した際は、衛星携帯電話を使用する。

### 【ICT復旧】

総務部情報システム班は、発災後速やかにICT資源の状況を調査し、異常が見られた場合は、全庁へ周知し、復旧に努める。

## 【被害想定・業務継続計画適用範囲】

【被害想定】新潟県地震被害想定調査結果(R4.3)右表のとおり

### 【適用範囲】

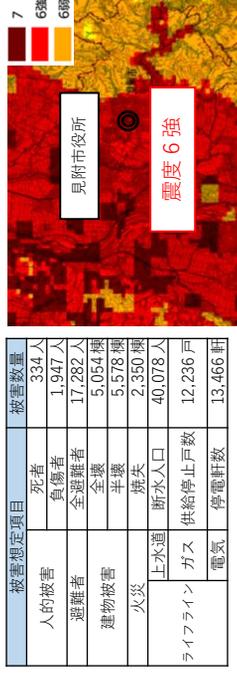
見附市全組織(医療部、消防本部除く)

### 【対象業務】

全業務のうち非常時優先業務の選定

### 【対象期間】

発災から1か月以内



【各資源想定条件】

業務資源	被害想定	主な対応内容
職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人又は家族の被災や家屋の倒壊又は損壊、救出・救助活動の協力等により、登庁できない職員が発生。</li> <li>道路の損壊や公共交通機関の途絶等により、本庁舎から概ね10km以上の場所に住居する職員は、数日間は登庁できない状況が発生。</li> <li>震災が勤務時間中である場合は、負傷又は帰宅困難となる職員が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>010km未満に住居する職員は、概ね30分から5時間程度で登庁</li> <li>0登庁した職員により災害状況把握、避難者対応などの災害対策業務を速やかに実施</li> <li>0参集状況により業務や職員数の平準化を図る。</li> </ul>
庁舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>0耐震改修工事により、震度7程度の地震でも倒壊することは考えにくく、庁舎そのものは使用が可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0建物の損壊状況や危険度から使用可否を判断し、使用不能な場合は、一時的に近隣施設を拠点に業務開始</li> <li>0被害情報等を把握した後、代替施設を選定・移転して業務を継続</li> </ul>
執務室	<ul style="list-style-type: none"> <li>0キャビネットや書庫の転倒、パソコン・FAXの落下及び書類の散乱等が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0通信、情報機器について可能な限り復旧し、情報収集が可能になるよう務める。</li> </ul>
電力	<ul style="list-style-type: none"> <li>0震災後3日間程度は、外部からの電源供給はない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0市庁舎への送電が停止している場合は、市役所の非常用自家発電機によって電力を確保する。</li> <li>0自家発電機の燃料消費を抑えるため、電化製品の使用制限を図る</li> <li>0非常用発電機による電力確保が困難となる場合や外部電源の供給が断られた場合は、車中電力ネットワーク(軽)の移動式電源車等により市庁舎へ直接配電を依頼し、迅速な電力供給に努める。</li> <li>0非常用発電機にかかる燃料は、平時から適切に貯蔵管理を行う。また、震災後、稼働中に燃料不足が疑われる場合は、震災時成算協定事業者(見附石油組合)へ燃料供給を依頼する。</li> </ul>
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>0震災後7日間程度は、外部からの上水道の給水がなく、下水道は被災し排水ができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0上下水道については、給水車による給水対応のほか備蓄用飲料水による給水とし、備蓄量が不足する際は、協定継続先等からの物資供給を手配する。</li> <li>0下水については、排水を制限する。また、トイレについては、簡易トイレ・非常用トイレ袋を利用する。</li> <li>0所有トイレ・非常用トイレ袋の活用のほか、必要に応じて災害派遣トイレトレーラーネットワークの活用を行う。</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>0空調の利用はできない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0空調は利用しない</li> <li>0備蓄資機材の移動式スポットクーラーや石油ストーブの活用を検討する。</li> </ul>
電話・防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> <li>0固定電話、携帯電話とも震災後、輻輳(ふくそう)により5日間程度は接続しにくい。</li> <li>0職員メール、所属、業務メールは、通信事業者回線が被災し対外的なメールは使用できなくなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0通常の通信手段(固定・携帯電話、FAX、メール)が使用できない場合は、衛星携帯電話を優先して活用</li> <li>0通信事業者、メンテナンス事業者との情報連携体制の確保</li> <li>0庁内ネットワークやインターネットが使用できない場合は、NTT東日本新潟災害対策室等へ移動式基地局や衛星スターリンク等代替機器の派遣要請を行う。</li> </ul>
電子メール	<ul style="list-style-type: none"> <li>0一部サーバーに障害が発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0市ICT-BCPに基づき緊急時対応計画や手順により対応</li> <li>0重要なシステムは、バックアップ機により復旧</li> </ul>
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>0一部サーバーに障害が発生。</li> <li>0電算機室にバックアップを保管してあるシステムは、サーバー等が被災していないければ3日程度で復旧可能</li> <li>0庁内パソコンは非常用発電機から電源供給されるため、一部の機器のみ使用可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>0市ICT-BCPに基づき緊急時対応計画や手順により対応</li> <li>0重要なシステムは、バックアップ機により復旧</li> </ul>

市民の命を守る

日常生活の復帰へ

生活に向けて

非常時優先業務  
【方針】 1、市民の生命を守る災害対策業務を最優先で実施  
2、災害時に不要不急の通常業務を休止

業務開始時期の目安	災害対策業務	優先通常業務	各課での実施
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部の設置及び閉鎖</li> <li>指定避難所の開設</li> <li>愛玩動物に関すること</li> <li>市民への広報</li> <li>職員の被災及び防災関係機関との連絡調整</li> <li>システム・インフラの復旧</li> <li>道路、橋梁、その他土木施設の被害調査及び2次災害対策、道路啓開等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人命救助や避難者対応など、災害対応として行う業務(災害時において発生する業務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務は一旦休止とし、災害対応を優先</li> <li>被災程度、市民生活への影響、人員体制、執務環境などを考慮のうえ、通常業務のうち、休止することにより市民生活に大きな影響を及ぼす業務を実施する。</li> <li>各所管施設の維持管理</li> <li>戸籍届出関係等の最低限の窓口業務</li> <li>消火、救急、救助等(救急救助)活動</li> </ul>
6時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況の収集、集計</li> <li>要配慮者の救助</li> <li>避難者救護</li> <li>(避難所避難者状況、必需品配給把握開始)</li> </ul>		
12時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護物資の受け入れ及び配付</li> <li>仮設トイレ・トイレトレーラー配備</li> <li>他自治体、民間企業等な支援職員の受援調整</li> <li>ボランティア活動現地本部、ボランティアセンター設置運営準備</li> </ul>		
24時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>仮設トイレの設置企業</li> <li>災害ボランティア支援調整</li> <li>保健衛生活動</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の生命・安全確保に関する業務(医療、健康等)</li> <li>市立病院管理運営の継続</li> </ul>
48時間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>食料確保及び緊急炊き出し</li> <li>感染症予防及び防疫対策</li> </ul>		
72時間(3日)以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所開設、運営及び閉鎖</li> <li>土木施設の災害防止及び復旧</li> <li>治山、砂防等の災害対策及び被害調査</li> <li>上下水道施設の被害調査・応急復旧</li> <li>被災者生活再建支援</li> <li>被災者の収容及び再建火葬</li> <li>被災者に対する栄養指導、被災者の精神保健指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>住民票・戸籍等その他市民の公証交付関係、福祉関係業務等の最低限必要な窓口業務の一部再開・埋</li> <li>火葬手続きの再開</li> <li>清掃並びに塵芥及びし尿処理</li> <li>産業物処理(生活ゴミ収集開始)</li> <li>市役所のサーバー状況の確認を行い、各種証明等のコピー二重交付の復旧を優先し、窓口機能の段階的復旧を目指します。</li> </ul>
1週間以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校教育確保</li> <li>(学校再開検討)</li> <li>建築物、宅地等の応急復旧及び危険度判定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>保健福祉に関する重要業務(児童、母子、妊婦、高齢者、障がい者等の生活支援等)の再開・家庭・コミュニティバス等の運行</li> <li>災害用給金支給</li> <li>支払い事務</li> </ul>
1か月以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急仮設住宅(建設、入居開始)</li> <li>義援金の受け入れ(出納部)</li> <li>り証明書等各種証明発行</li> <li>災害救助法、県災害救助条例、市災害救助条例手続き</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>通常業務の再開範囲拡大</li> </ul>

※青欄して実施可能なものは、段階的に前倒しで実施

職員参集想定  
全庁年度任用職員  
R7職員数 906名  
※災害時時給未渡  
2km/周回で試算  
発災から3日以内に  
の参集については、  
知るかたの不渡定算  
案を考慮して参集  
可能な事として、  
80%を乗じる。

運動距離6km未満  
の職員  
参集率 58%  
参集者 約510名

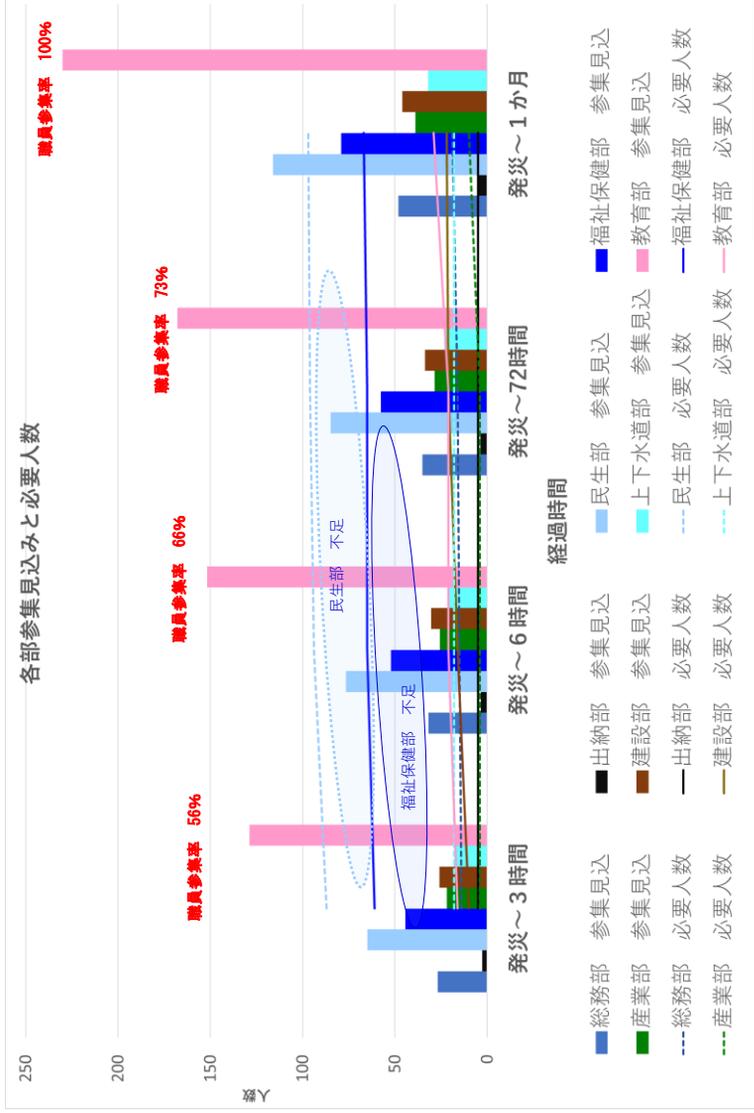
運動距離12km未満  
の職員  
参集率 66%  
参集者 約600名

運動距離12km以上  
の職員  
参集率 78%  
参集者 約660名

運動距離12km以上  
の職員  
不特定企業なし  
参集率 100%  
参集者 約906名(全職員)

# 見附市業務継続計画(震災対策編)【概要】

■ 職員の参集予測と災害対策本部必要な人員数 (令和7年度職員数等で試算)



災害時通勤時間※	～3時間	3時間～6時間未満	6時間以上～72時間未満	72時間以上～1か月以内
通勤距離区分	6km未満	6km未満	6km以上12km未満	12km以上
正職員数(名)	316	58	62	62
会計年度職員数(名)	322	54	16	16
計(名)	638	112	78	78
参集予定者数各時間累計(名)	638	750	828	906
不確定率※	510	600	662	100
参集予定者数(不確定率※分含む)(名)	56	66	73	100
参集率(%)				

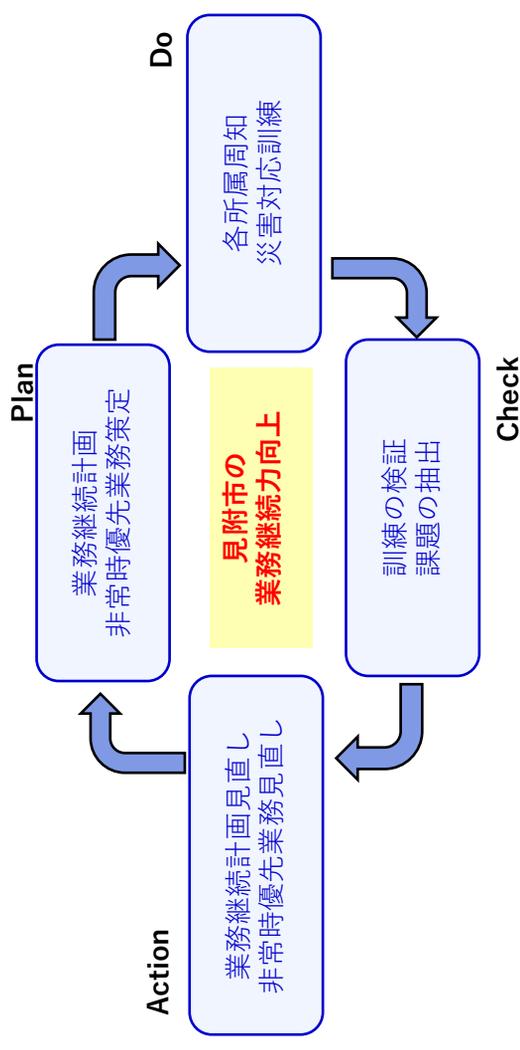
※震災時の徒歩時間については、通勤時の1/2の速度とし、2km/時間として試算

職員参集見込み (令和7年度)

- ① 災害時徒歩速度 2 km/時間とし、参集時間を算出
- ② 発災から72時間については、不確定要素として80%、72時間以降は100%として算出
- ③ 民生部及び福祉保健部で人員不足が顕著であるため、主に総務部(総務課)より動員等の業務調整を図り、業務の平準化を図る必要がある。

■ 業務継続計画の推進 (実効性を高める全庁的な取り組み)

● 市の業務継続力を向上し、非常時優先業務の実効性を高めていくため、業務継続計画を継続的に改善する体制を全庁的に推進する。



■ 業務継続計画の更新

● 業務継続計画、非常時優先業務については、災害対応訓練を踏まえ課題の抽出を行い計画に反映させ、速やかに各所属へ周知することとする。

災害対策本部	職員
総務部	総務課
企画調整課	議会事務局
会計課	
まちづくり課	市民総務課
教育総務課	健康福祉課
監査事務局	議会事務局
福祉保健部	
健康福祉課	地域経済課
産業部	都市環境課
建設課	
上下水道部	上下水道課
教育総務課	学校教育課
医療部	市立病院
消防本部	消防本部